

保育認定時間と延長保育について

✿ 標準時間認定 ✿

利用可能時間 …………… 7:00～18:00

18:00以降は、通勤などによってお迎えが困難な場合に延長保育の申込みによって、利用ができます。

✿ 短時間認定 ✿

利用可能時間 …………… 9:00～17:00

お子さんにとって、必要な保育時間の利用となります。就労状況などの変更があった際には、千葉市子ども家庭課へ申請し、認定時間についても変更手続きを受けてください。利用時間の前後を超えてしまうと、延長保育料金が発生します。



✿ 延長保育 ✿

標準時間認定の方の場合…………… 18:00～19:00

短時間認定の方の場合 …………… 7:00～9:00、17:00～19:00

延長保育料金（保育料と別途） …… 3,000円/1時間毎

お子さんの保育時間は、通勤時間と通勤時間を合わせた時間になります。認定されている時間を超えて利用しなければならない場合に、ご利用ができます。

利用申込み書類に、勤務先からの就労証明書を添付していただきます。

在宅勤務の際には、勤務時間を終えたらお迎え時間になります。

適正利用のご協力をお願いいたします。



登降園の際には、QRコードをかざして出欠確認をしています。登園時に入館した時に打刻をし、帰りの支度を済ませて退館する時に帰りの打刻をします。